

おいらせ町告示第74号

おいらせ町ふるさと応援寄附お礼品等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町にふるさと応援寄附をした寄附者に贈呈する物品又は役務（以下「お礼品等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(お礼品等の基準)

第2条 お礼品等として取扱うことができる物品又は役務は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号の総務大臣が定める基準及び食品表示法（平成25年法律第70号）その他ふるさと応援寄附関係法令を遵守しているものであること。
- (2) 町の魅力をPRし、町の産業振興や観光振興に寄与するものであること。
- (3) 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内に安定供給ができるものであること。
- (4) 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
- (5) 飲食物については、発送日を含むおおむね5日以上の消費期限が保証されるものであること。
- (6) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- (7) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- (8) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- (9) 公序良俗に反しないものであること。

(協力事業者の要件)

第3条 お礼品等を提供できる事業者等（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、各号の要件を満たす者であっても、町が適当でないと判断した場合及び、お礼品等が適当でないと判断した場合は、協力事業者に決定しないことができるものとする。

- (1) 各種法令等を遵守した生産、製造、販売、又は役務の提供を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等、事務・生産拠点又は役務の提供場所が町内にある企業、団体、個人であること。
- (3) 役務をお礼品として取り扱う協力事業者は、役務提供を受けられることが分かる利用券等（以下、「利用券等」という。）を発行し、寄附者に送付（電磁的方法を含む。）することが可能であること。

(実地調査等)

第4条 町は必要があると認めるときには、お礼品等の内容その他、必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(職員証)

第5条 町は、前条の規定に基づき実地に調査をするときは、当該職員に町職員証を携帯させるものとする。

(関係書類の保存)

第6条 協力事業者は、お礼品等が第2条の要件を満たしていることを確認できる書類を整備し、お礼品等の発送から2年間保存しなければならない。

- 2 協力事業者は、町の求めに応じて前項に規定する書類を町に提出しなければならない。
- 3 協力事業者は、正当な理由がないにも関わらず、前項の規定による書類の提出を拒んではならない。

(お礼品等の取扱い中止)

第7条 町が次に掲げる要件を覚知したときは、お礼品等の取扱いを中止するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) お礼品等及び協力事業者がこの告示に定める要件を満たさなくなったとき、又はその可能性があるとき。
- (3) 町及び寄附者、その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 特別な理由がなくお礼品等（役務の場合は、利用券等）の発送に1ヵ月以上時間を要したとき。

(申込方法及び受付期間)

第8条 お礼品等の取扱いを希望する者は、申込書類に必要事項を記入し、提出するものとする。なお、受付は随時行うものとする。

(お礼品等の選考方法)

第9条 お礼品等の選考は、この告示に基づき、総合的に判断し決定するものとする。

(覚書の締結)

第10条 町がお礼品等を決定したときは、町と協力事業者とでお礼品等の提供に係る業務に関する覚書（様式第1号）を締結し、双方で保管するものとする。

(お礼品等提供等の手順)

第11条 お礼品等の提供等の手順については、次のとおり行うものとする。

- (1) 寄附者が町へ申込みを行い、お礼品等を選択の上、寄附金を納付する。
- (2) 町が委託契約を締結している中間管理事業者等が、協力事業者へお礼品等（役務の場合は、利用券等）の送付依頼を行う。
- (3) 協力事業者は、寄附者へお礼品等（役務の場合は、利用券等）を送付する。なお、発送日の調整などは中間管理事業者等、協力

事業者と寄附者とが直接連絡を取り合うこととする。

(4) 町に対して代金の請求を行う必要がある際は、1ヵ月のお礼品等代金と送料を取りまとめ、当月分を請求することとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。